

南伊勢町太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱

令和6年3月13日

告示第24号

(趣旨)

第1条 この告示は、再生可能エネルギーの利用を促進し、温室効果ガスの排出削減を図るとともに、分散型エネルギー社会の実現に資するエネルギーの地産地消を促進するため、太陽光発電設備等の設置に係る費用の全部又は一部として予算の範囲内で補助金を交付することに関し、南伊勢町補助金等交付規則(平成17年南伊勢町規則第57号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象設備)

第2条 この告示において、補助の対象となる太陽光発電設備等(以下「対象設備」という。)は、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 太陽光発電設備

- ア 商用化され、導入実績があるものであること。
- イ 中古設備ではないこと。
- ウ リース設備ではないこと。

(2) 蓄電池

- ア 商用化され、導入実績があるものであること。
- イ 前号に掲げる太陽光発電設備の付帯設備であること。
- ウ 中古設備ではないこと。
- エ リース設備ではないこと。
- オ 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。
- カ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- キ 定置用であること。
- ク 蓄電容量が20kWh以下の蓄電池であること。
- ケ 別紙「蓄電池の仕様」を満たすもの。

(補助対象経費)

第3条 この告示において、補助の対象となる経費は、対象設備の購入費用及び設置に係る工事費用とする。

(補助対象者)

第4条 町長は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者に対して、補助金を交付する。

- (1) 町内で自ら所有し居住する住宅、住宅敷地内の倉庫及びカーポート等の屋根に対象設備を設置する者
- (2) 現に町内に住所を有し、又は補助事業を完了した日から60日を経過する日までに町内に転入することを予定している者
- (3) 南伊勢町税等を滞納していない者
- (4) 補助対象設備について、国、県、その他地方公共団体等から他の補助金等を受けて事業を実施しない者
- (5) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しない者
- (6) 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わない者
- (7) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に定める遵守事項(ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く)を遵守できる者
- (8) 発電した電力量の30%以上を、申請した住宅の敷地内で自ら消費する者
- (9) 対象設備の設置によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させることができる者
- (10) 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わない者
- (11) 南伊勢町暴力団排除条例(平成23年南伊勢町条例第1号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でない者

(補助金額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 太陽光発電設備 発電出力(kW表示の小数点以下切捨て)に1kW当たり7万円以内と1kW当たりの工事費及び設備費と比較して少ない方の額を乗じた額(千円未満切捨て)とし、5kWを限度とする。
- (2) 蓄電池 蓄電池の価格(工事費込み・税抜き)(kW表示の小数点第2位以下切捨て)の3分の1以内の額(千円未満切捨て)とする。ただし、1kWh当たり15.5万円(工事費込み・税抜き)の3分の1の額(千円未満切捨て)を上限とし、5kWhを限度とする。

2 補助金の交付は、同一住宅及び同一人につき、1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、南伊勢町太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 対象設備の購入及び設置に係る見積書並びに契約書(契約していない場合は不要)の写し
- (2) 対象設備の設置場所及びその付近の見取図
- (3) 対象設備の仕様書
- (4) 委任状(事務等代行者へ委任する場合に限る。)
- (5) 誓約書(申請者用)(様式第2号)
- (6) 誓約書(施工事業者用)(様式第3号)
- (7) 発電電力の消費量計画書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの

2 前項の規定による各年度の交付申請を行うことができる時期は、三重県太陽光発電設備等設置費(個人向け)補助金交付要綱の規定に基づき、当該年度において三重県が当町に対して行う補助金交付決定の日(以下「県決定日」という。)以後とする。

3 申請者は、前項の規定に加え、原則として第1項による交付申請を事業着手(補助事業の発注又は補助事業に係る契約締結を行うことをいう。以下同じ。)前に行わなければならない。ただし、当該年度の県決定日以後に事業着手した場合であって、次条第1項の規定による交付決定日以後に補助対象設備に係る工事に着工する場合は、この限りでない。

4 前項ただし書きの規定は、建売住宅の購入の場合には適用しない。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、速やかにその内容等を審査し、補助金の交付を決定したときは、南伊勢町太陽光発電設備等設置費補助金交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金を交付することが不相当と認められたときは、南伊勢町太陽光発電設備等設置費補助金不交付決定通知書(様式第5号)により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

3 申請者は原則として、第1項の規定による通知を受けた日以後でなければ、事業着手してはならない。ただし、前条第3項ただし書きに該当する場合は、この限りでない。

(変更等の承認申請)

第8条 前条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)

は、交付決定の通知を受けた後に補助金の交付申請の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止若しくは取下しようとするときは、南伊勢町太陽光発電設備等設置費補助金(変更・中止・取下)承認申請書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該変更等を承認すべきと認めるときは、南伊勢町太陽光発電設備等設置費補助金(変更・中止・取下)決定通知書(様式第7号)により、交付決定者に通知するものとする。

(状況報告書)

第9条 町長は、必要と認めるときは、交付決定者に対して、事業の進捗状況その他必要な事項について、報告をさせ又は検査を行うことができる。

(実績報告書)

第10条 交付決定者は、対象設備の設置が完了したときは、補助事業を完了した日から30日を経過する日又は当該年度の1月末日のいずれか早い日までに、南伊勢町太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 対象設備の購入及び設置に係る契約書並びに領収書の写し
- (2) 対象設備の保証書の写し
- (3) 発電設備の連系に関するお知らせ及び売(買)電契約書等の写し
- (4) 対象設備の設置状況を把握できる写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものかどうかを調査し、適正だと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、南伊勢町太陽光発電設備等設置費補助金額の確定通知書(様式第9号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 交付決定者は、前条の額の確定通知を受けた後、南伊勢町太陽光発電設備等設置費補助金交付請求書(様式第10号)を提出するものとし、町長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

(財産処分等の制限)

第13条 交付決定者は、補助金の交付に係る対象設備について、補助事業を完了した日か

ら起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間を経過するまで、町長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、売却し、又は廃棄できないものとする。

- 2 交付決定者は、前項に規定する期間より前に、補助事業の実施により設置した対象設備を売却し、又は廃棄するときは、あらかじめ南伊勢町太陽光発電設備等設置費補助金財産処分等承認申請書(様式第11号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰すべき事由以外の事由により対象設備を財産処分等する場合は、事後に当該申請書を提出することができるものとする。
- 3 町長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該財産処分等を承認すべきと認めたときは、南伊勢町太陽光発電設備等設置費補助金財産処分等承認通知書(様式第12号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の再確定)

第14条 交付決定者は、第11条の規定による額の確定通知を受けた後において、補助金に関して、違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、町長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第10条に準じて提出するものとする。

- 2 町長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第11条に準じて改めて額の再確定を行うものとする。
- 3 町長は、交付決定者に交付すべき補助金の額を再確定した場合において、その額を超える補助金がすでに交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第15条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定者が、法令等又は法令等に基づく町長の処分若しくは指示に従わない場合。
- (2) 交付決定者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 交付決定者が、補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

2 町長は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

3 町長は、前項の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(自家消費割合の報告)

第16条 交付決定者は、事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して3年を経過する日まで自家消費割合を報告しなければならない。

2 前項の報告の期限は、報告対象年度の翌年度の7月31日までとし、計3回報告するものとする。

(現地調査等)

第17条 町長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて現地調査等を行うことができる。

2 町長は、交付決定者に対し、必要に応じて事業の成果を示すデータの提供その他の協力を求めることができる。

(関係書類の保管)

第18条 交付決定者は、補助事業に係る関係書類を整備して、補助事業を完了した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して対象設備に係る減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する耐用年数に相当する期間を経過するまで保管しなければならない。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(南伊勢町住宅用太陽光発電システム設置事業費補助金交付要綱の廃止)

2 南伊勢町住宅用太陽光発電システム設置事業費補助金交付要綱(平成25年南伊勢町告示第16号)は、令和6年3月31日限り廃止する。